

《2020年度入園生募集》

入園事務流れ図

浜松学園	本人・保護者	中学校・特別支援学校	市(区)・町 (障害福祉担当課)	相談支援 事業所	児童相談所
【募集期間】 7月29日～9月19日 (1月6日～24日) ※〈〉は2次募集の期日	①入園の希望を学校に相談する。 ②市(区)町へ入園(受験)希望の意思を連絡する。 ③市(区)町の面接を受ける。	①本人・保護者に入園希望の意思を確認する。 ②学校記録表を作成し、市(区)町へ提出する。	①本人・保護者の入園希望の意思確認後、面接を実施する。 ②個人記録表を作成する。 ③本人の意思に基づき、児童相談所へ15歳以上の特例措置に係わる通知書の申請をする。 ④本人・保護者へ「サービス等利用計画案提出依頼書」を交付する。 ⑤応募書類を取りまとめて学園へ提出する。	①本人・保護者として相談支援事業所と利用契約を結ぶ。 ②サービス等利用計画案を作成し、本人・保護者に交付する。	①15歳以上の特例措置の判定をする。 ②15歳以上の特例措置にかかる通知書を市(区)町へ提出する。
【選考日】 10月15日～18日 (2月4日～5日)	本人・保護者受験する。	本人・保護者が受験したかを確認する。			児相ケースは、学園への情報提供に協力する。
【合格発表日】 10月25日 (2月7日) ※本人、学校、市(区)町へ合否を通知する。	〈合格の場合〉 ①入園希望の有無を学校、市(区)町に連絡する。 ②サービス等利用計画案を市(区)町に提出する ※不合格の場合は学校等に相談する。	〈合格の場合〉 ①本人・保護者の入園の意思を確認する。 ②入園意思確認書を学園に提出するように指示する。 ③本人・保護者に市(区)町で「障害福祉サービス受給者証」を作成してもらうように指示する。 ※併願・入園辞退の場合は速やかに学園及び市(区)・町へ連絡する。	障害福祉サービス等の支給決定をする。	障害福祉サービス支給決定を踏まえ、サービス利用計画を作成し、本人・保護者に交付する。	
【入園意思確認】 11月22日 (2月14日)	期限までに入園意思確認書を学園へ提出する。	入園意思確認書を学園へ提出したか確認する。			
【オリエンテーション】 2月21日	本人・保護者として入園説明会に出席し、学園と利用契約を結ぶ。	本人・保護者が確実に入園説明会に出席したかを確認する。	障害福祉サービス受給者証を本人・保護者に交付する。		